

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより父または母と生計を共にしていない児童（18歳に達した年度末まで）を養育している家庭（ひとり親家庭など）を対象に、生活の安定と自立を助け、お子さんの健やかな成長のために支給する手当です。

支給月額（3月現在）

▷児童1人の場合……10,120円～42,910円

（全国消費者物価指数の実績値に伴い額の変更あり）

▷第2子加算………最大10,140円

▷第3子以降の加算…児童1人につき最大6,080円

※請求者本人と同居の親族(扶養義務者)の所得により支給額を決定します(所得限度額を超えると手当は支給されません)。

※毎年8月に「現況届」を受け付け、支給額を見直します。

所得限度額

扶養親族などの数	請求者		孤児などの養育者 配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0	49万円	192万円	236万円
1	87万円	230万円	274万円
2	125万円	268万円	312万円
3	163万円	306万円	350万円
4	201万円	344万円	388万円
5	239万円	382万円	426万円

支給方法

5・7・9・11・1・3月に前月までの2カ月分を指定口座へ振り込みます。

請求方法

必ず本人が申請してください。

申請には、戸籍謄本などの書類が必要です。

※請求する方の事情により必要書類が異なりますので、子育て支援課で確認してください。

請求できない方

事実上婚姻関係と同様の事情にあるなど



〈注意〉手当の一部支給停止措置について

お子さんが8歳以上、かつ、受給開始から5年を経過するなどの場合、月額手当の2分の1が減額されます。就職や就職活動などを行っている方、または働くことができない理由がある方は、届け出をすることで減額されません。

問 子育て支援課（内線181）

乳幼児学級てくてく

子育てって、ひとりじゃない。みんなで悩んで、ちょっと前向いて。子どもでてくてく(歩み)に合わせた子育てを、楽しくみんなで一緒に学びませんか？

対 象 ▷平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの幼児と保護者（うさぎ組）
▷平成30年4月2日～令和元年10月1日生まれの幼児と保護者（ひよこ組）
※いずれも1年間通える方

募集人数 ひよこ組・うさぎ組とも40組（20組×2学級）

日時とクラス名

期日	時間	9:30～10:30	11:00～正午
第2・4火曜日		ひよこ1	うさぎ1
第1・3水曜日		ひよこ2	うさぎ2

※日程などが変更になる場合もあります。



期 間 5月～令和3年2月(全17回)
場 所 生涯学習館
内 容 子育て講話、音楽、体操 など
参 加 費 無料
講 師 大学教授、日本音楽療法学会認定音楽療法士 ほか
申込方法 3月16日(月)までにメール
(syogai@city.toki.lg.jp)
で申し込みください。
QRコードからも申込可能です。



※応募多数時は抽選（初参加の方優先）
※兄弟姉妹のある場合は、上のお子さんの組で申し込みください。

申・問 生涯学習課（内線361）